

2025 年 4 月 10 日

新設分割に関する事前開示書面

(会社法 803 条 1 項及び会社法施行規則 205 条に基づく開示事項)

大阪府大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号
株式会社スマートバリュー
代表執行役社長 渋谷 順

当社は、2025 年 4 月 10 日開催の取締役会の承認を得て、同年 6 月 30 日を効力発生日として、当社が運営するデジタルガバメント事業に関する権利義務を、新たに設立するウイングアーク NEX 株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。

会社法 803 条 1 項及び会社法施行規則 205 条に基づき、下記の事項を本書面により開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法 803 条 1 項 2 号）

本新設分割の内容は、別紙のとおりです。

2. 本新設分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則 205 条 1 号）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して 500 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、新設会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるため、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、本新設分割により新設会社に承継する資産等及び今後の財務基盤等を考慮し、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 7 条記載のとおりとすることといたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法 763 条 1 項 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（(会社法施行規則 205 条 2 号)

該当事項はありません。

4. 会社法 763 条 1 項 10 号及び 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則 205 条 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則 205 条 4 号及び 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則 205 条 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 本新設分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則 205 条 7 号）

- (1) 当社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上